

議案第 4 号

平成 2 6 年度
印旛郡市広域市町村圏事務組合
水道用水供給事業会計予算書
補正予算（第 1 号）

印旛郡市広域市町村圏事務組合

平成26年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成26年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

- (2) 年間総給水量 19,075,848 m³
 (3) 1日平均給水量 52,263 m³

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款 事業収益	3,820,484 千円		23,266 千円	3,843,750 千円
第1項 営業収益	3,578,619 千円		△ 6,704 千円	3,571,915 千円
第2項 営業外収益	191,637 千円		17,920 千円	209,557 千円
第3項 特別利益	50,228 千円		12,050 千円	62,278 千円
	支		出	
第1款 事業費用	3,519,135 千円		△ 44,370 千円	3,474,765 千円
第1項 営業費用	3,395,099 千円		△ 34,131 千円	3,360,968 千円
第2項 営業外費用	103,268 千円		△ 10,239 千円	93,029 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 646,450千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 31,294千円及び過年度分損益勘定留保資金 615,156千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 585,564千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 41,852千円及び減債積立金 298,992千円並びに過年度分損益勘定留保資金 244,720千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款 資本的収入	309,845 千円		△ 191,858 千円	117,987 千円
第1項 企業債	141,600 千円		△ 93,400 千円	48,200 千円
第2項 国庫補助金	51,022 千円		△ 39,795 千円	11,227 千円
第3項 出資金	89,460 千円		△ 39,900 千円	49,560 千円
第4項 負担金	27,763 千円		△ 18,763 千円	9,000 千円
	支		出	
第1款 資本的支出	956,295 千円		△ 252,744 千円	703,551 千円
第1項 新設工事費	344,169 千円		△ 198,082 千円	146,087 千円
第2項 建設改良費	257,107 千円		△ 54,662 千円	202,445 千円

第 5 条 予算第 5 条に定めた起債の限度額及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業	千円 48,200	証書借入	年 4.5 % 以内	起債の日から据置期間を含め 30 年以内において、元利均等償還または元金均等償還するものとする。ただし、水道用水供給事業会計の都合により、据置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、または低利債に借り換えることができる。

第 6 条 予算第 7 条に定めた経費を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	193,436 千円	△ 10,090 千円	183,346 千円

第 7 条 予算第 8 条中 「 34,047 千円」を「 15,260 千円」に改める。

第 8 条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

単位：千円

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
資本的 支 出	新 設 工 事 費	印 旛 広 域 水 道 用 水 供 給 事 業	58,910,274	昭和56年度	258,905	58,910,274	昭和56年度	258,905
				昭和57年度	2,048,054		昭和57年度	2,048,054
				昭和58年度	2,433,520		昭和58年度	2,433,520
				昭和59年度	2,083,053		昭和59年度	2,083,053
				昭和60年度	1,434,193		昭和60年度	1,434,193
				昭和61年度	2,465,910		昭和61年度	2,465,910
				昭和62年度	1,509,945		昭和62年度	1,509,945
				昭和63年度	911,161		昭和63年度	911,161
				平成元年度	545,850		平成元年度	545,850
				平成2年度	442,405		平成2年度	442,405
				平成3年度	714,768		平成3年度	714,768
				平成4年度	930,085		平成4年度	930,085
				平成5年度	871,980		平成5年度	871,980
				平成6年度	537,528		平成6年度	537,528
				平成7年度	751,007		平成7年度	751,007
平成8年度	1,032,079	平成8年度	1,032,079					
平成9年度	1,669,759	平成9年度	1,669,759					
平成10年度	916,335	平成10年度	916,335					
平成11年度	826,510	平成11年度	826,510					
平成12年度	883,972	平成12年度	883,972					
平成13年度	741,855	平成13年度	741,855					
平成14年度	777,871	平成14年度	777,871					

			平成15年度	723,812	平成15年度	723,812
			平成16年度	552,338	平成16年度	552,338
			平成17年度	446,428	平成17年度	446,428
			平成18年度	550,689	平成18年度	550,689
			平成19年度	526,735	平成19年度	526,735
			平成20年度	380,785	平成20年度	380,785
			平成21年度	281,785	平成21年度	281,785
			平成22年度	196,487	平成22年度	196,487
			平成23年度	214,682	平成23年度	214,682
			平成24年度	201,959	平成24年度	201,959
			平成25年度	99,439	平成25年度	99,439
			平成26年度	344,169	平成26年度	146,087
			平成27年度	643,058	平成27年度	530,864
			平成28年度	612,259	平成28年度	961,667
			平成29年度	684,951	平成29年度	729,140
			平成30年度	7,881,375	平成30年度	1,274,105
			平成31年度	9,085,648	平成31年度	11,188,477
			平成32年度	10,696,930	平成32年度	15,118,050

第 9 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成 2 7 年度計装設備点検業務委託	平成 2 6 年度から 平成 2 7 年度まで	49,854 千円
平成 2 7 年度水質検査業務委託	平成 2 6 年度から 平成 2 7 年度まで	9,993 千円
平成 2 7 年度毎日水質検査業務委託	平成 2 6 年度から 平成 2 7 年度まで	712 千円

平成 2 7 年 2 月 1 0 日 提出

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 巖 和 雄